

清掃業務マニュアル

【清掃業務】

1. 目的

日常及び定期的に清掃業務を実施し、環境を常に清潔かつ衛生的に保持する。また、利用者に快適な環境を提供することを目的とする。

2. 一般事項

- (1) 業務に従事する従事者の配置に当っては経験豊かなものを選ばなければならない。
- (2) 従事者の作業服は統一し、清潔なものとする。

3. 業務内容

《桶川サン・アリーナ》

(1) 日常清掃業務

- ・ 拭き掃除、モップ拭き、掃除機等での清掃
- ・ トイレtp>紙、水石鹼補充
- ・ 玄関マット防塵
- ・ 全ゴミの収集（各部屋ゴミ箱含む）
- ・ 灰皿、椅子等の清掃
- ・ 洗面、シャワー室の清掃（随時）
- ・ シャワー室（マット替え含む）（随時）
- ・ ロッカー室ロッカー内拭き（随時）
- ・ 下駄箱内掃除（随時）
- ・ 各階段滑り止め磨き、及び手すり（ポリカーボネート部分含む）拭き（随時）
- ・ 外回りの拭き掃除、掃く掃除、除草

(2) 定期清掃業務

日常清掃を行いながらも手の届かない場所、あるいは汚染度の高い部分について定期的に清掃回数を定めて実施する。

- ・ メインアリーナ、サブアリーナ、卓球場、柔道場、剣道場、弓道場、トレーニング室を洗浄ワックス塗装する。（柔道場は畳をあげる。畳は拭く） 年1回
- ・ 事務室、応接室、会議室、研修室、ロビー、幼児トレーニング室のクリーニング 年1回
- ・ 表裏ガラス磨き 年2回
- ・ 天井等の照明器具拭き
- ・ 倉庫、機械室の清掃・整理・整頓 月1回
- ・ 各照明器具拭き掃除（カバー等含む） 年1回

《新小針領家グラウンド》

(1) 日常清掃業務

- ・ トイレtp>紙、水石鹼補充
- ・ 全ゴミの収集

- ・灰皿、椅子等の清掃
- ・トイレ（随時）

(2) 定期清掃業務

《舎人スポーツ・パーク》

(1) 日常清掃業務

- ・拭き掃除、モップ拭き、掃除機等での清掃
- ・トイレットペーパー、水石鹼補充
- ・玄関マット防塵
- ・全ゴミの収集
- ・灰皿、椅子等の清掃
- ・トイレ、洗面、シャワー室の清掃（随時）
- ・シャワー室（マット替え含む）（随時）
- ・ロッカー室ロッカー内拭き（随時）
- ・下駄箱内掃除（随時）

(2) 定期清掃業務

《総合運動場》

(1) 日常清掃業務

- ・トイレットペーパー、水石鹼補充
- ・全ゴミの収集
- ・トイレ（随時）

(2) 定期清掃業務

4. 業務日時

- (1) 日常清掃は、原則として午前7時より午後4時30分までの間に実施すること。ただし、午前中の利用者に配慮して、トイレ・更衣室は午前8時45分までに完了させる。
- (2) 日常清掃は、毎日実施するものとする。ただし、休館日は実施しなくてもよい。（新小針領家は利用日、総合運動場は金曜日と日曜日）
- (3) 定期清掃は、事務及び業務に支障のないことを基本とし、実施する。

5. 作業場の注意事項

- (1) 利用者に不快、不適切な印象を与えないようにする。
- (2) 事務及び業務に支障のないように実施する。
- (3) 貸与された鍵は、慎重に取扱い業務上必要な時間に限り使用する。
- (4) 不用な出入口を施錠し、火災、盗難等の予防に努めるものとする。
- (5) 建物、備品等を損傷したときは、又は、金品等を取得したときは監督員へ届けなければならない。
- (6) 労働安全衛生を遵守し、安全作業管理に万全を期する。もし、事故発生により器物の損傷又はケガ及び利用者に損害を与えた場合、管理者責任において対処する。